長崎県立こども医療福祉センター 受診のてびき(第3版)

学校・保育所・市町のための Q&A

<こども医療福祉センターについて>



Q. こども医療福祉センターとはどんなところですか?

A. 医療型障害児入所施設であり整形外科、小児科(小児発達、小児神経、小児心療) の病院として外来診療やリハビリテーション(理学療法、作業療法、言語療法、集団療育)、入院治療等を実施しています。長期の入院・入所(おおむねーか月以上)の場合は隣接する諫早東特別支援学校へ転校し、通学することができます。乳幼児を対象として家庭での療育法を学ぶ親子入院や主に肢体不自由児のショートステイも受け入れています。

また、地域支援として関係機関向けの研修・技術支援や離島地区等を対象とした巡回療育相談、保護者講座や個別相談なども行なっています。

<受診の仕方について>

Q. 受診するにはどうしたらいいでしょうか?

A. 予約制ですので、まずは保護者から電話(予約専用 0957-21-2300)をしてもらいます。受付時間は平日の 9:00~17:00 です。

受付担当者が氏名や生年月日、住所、病状、成育歴等を聴取し、診療科と受診日を決定いたします(発達外来の受診日は後日連絡します)。

なお、医師の指名はできません。

Q. 保護者の了解があれば代わりに学校(保育所)から受診の予約の手続きをすることはできますか?

A. 受診予約は原則として保護者からとなりますが、予約等に支援が必要な場合などは当センターに相談をお願いします。

保護者が受診に拒否的な場合、強引に受診につなげたとしても途中で中断したり、 治療や訓練の効果が得られなかったりします。本人・保護者の困っていることに寄り 添い、一緒に解決を考える中で医療の必要性を納得・認識してもらうことが大切です。

Q. 予約してからどれくらいで診てもらえますか?

A. 診療科により診察までの待ち期間が異なります。特に発達外来は数か月以上お待たせする場合があります。

ただし、早期療育が必要と思われる3歳未満の幼児や虐待のおそれがある等保護者への支援が必要な場合には早めの受診も検討いたしますのでご相談ください。

Q. 受診すればすぐ診断がついて、投薬治療等が開始され問題行動の改善もできるのでしょうか?

A. 初診で診断がつき、投薬がすぐ開始できるとは限りません。特に発達障害の診断・ 治療方針の決定には家庭や学校での状況確認やさまざまな検査等を実施しますので 2~3ヶ月かかる場合があります。

「問題行動」とは治療対象としての症状・病気そのものではなく、また薬だけで解消できるものでもありません。家庭や学校・保育所での働きかけや適切な支援、生活環境の改善等各関係者が連携しての対応が必要となります。

Q. 現在、別の医療機関に診てもらっているのですが、こども医療福祉センターを 受診するにはどうしたらいいでしょうか?

A. 現在通院している医療機関から紹介していただく必要がありますので、保護者から主治医に紹介状(診療情報提供書)の作成を依頼して下さい。紹介状の発行には費用がかかりますが、いままでの治療経過や検査結果を把握することで、より正確に診断ができ早めの治療に取り組むことができます。

なお、当センターでは「セカンドオピニオン外来」は実施しておりません。重複受診にならないために、きちんと紹介していただく必要があります。

- Q. 不登校なのですが、本人の状態から見て発達障害が疑われます。どの診療科の 受診を勧めればいいのでしょうか?
- A. 予約時にこどもの年齢や成育歴、状態を聴取し、診療科を決定します。

<整形外科について>

- Q. 学校の健康診断において側わん症の疑いがあり、専門機関受診を勧めたいので すが紹介してもよろしいでしょうか?
- A. 側わん症専門の整形外科医が不在のため、専門機関としては「みさかえの園むつみの家」か「長崎大学病院」での受診をお勧めしています。

<小児科(発達)について>

Q. 発達障害の診断・治療ができる医療機関はどこも待ちが長いので、あちこち予約してとにかく早く診てくれるところに受診させたいのですが?

A. 各医療機関によって多少待ち期間に差がありまので、直接問い合せていただき検討してもらってかまいません。ただし複数予約をされ直前でのキャンセルとなると、他の方の予約待ち期間が長くなることにもなります。予約はひとつに絞っていただくようご協力をお願いしています。

Q. こども医療福祉センターの受診を予約した保護者から数ヶ月待ちと聞きました。その間、学校(保育所)での対応が非常に難しいのですが、どうしたらいいでしょうか?

A. 受診の待ち期間に専門職スタッフが学校(保育所)を訪問し、本人の様子・状況を 観察した上で、行動のとらえ方や対処・声かけの仕方、環境設定等に関する助言を行 う「受診前支援」を行うことができます。

保育所や学校等で対応困難な状況のため当センターの受診を勧められる場合は保護者に予約電話する際、その旨を申し出るよう伝えてください。後日、担当者から「受診前支援」の手続きや日程等についてご説明いたします。

<小児科(神経)について>

Q. 突然ボーっとしたり、手足がぴくぴくするなど気になる動きが見られます。受診を勧めた方がいいのでしょうか?

A. てんかんの発作かもしれませんので、頻回に繰り返す場合はまずはかかりつけの 小児科か脳神経外科などの受診を勧めてください。その上で当センターを紹介された ら保護者から予約を入れていただく事になります。当センターではモニタリング入院 として保護者の方の付き添いのもと 1 泊 2 日の入院検査を実施しています。てんか ん発作時のビデオ画像と脳波の変化を記録し、発作か不随意運動かの確認ができるの で適切な治療につなげることができます。

<小児科(心療)について>

Q. 夜遅くまでゲームをしたり、ネットで動画を見て朝起きることができなくなり 昼夜逆転しています。また登校を促しても「授業に出ても全然勉強分からんし」と 意欲がありません。入院させることはできますか?

A. 主治医が入院治療の必要性を判断し、本人・保護者も了解すれば入院となります。 ゲームやインターネット環境から離れ、生活リズムを改善するために短期間入院するプログラムや長期入院して隣接する諫早東特別支援学校に転校し学習支援、通学訓練、進路指導を受けることもできます。 Q. 本人が受診する気がないので連れて行くのは難しいと保護者が困っています。 どうしたらいいでしょうか?

A. どうしても本人を連れてくることができない場合は保護者の方だけでも「相談」という形で医師と面談ができます。医療保険適用外となり、面談料(一回目 2,880 円、2 回目以降 7,530 円)の実費負担となります。

<関係機関との連携について>

Q. 担任している子どもの病状や学校等での対応の仕方、配慮事項の確認のため主治医やリハ担当者から助言をいただきたいのですが?

A. 主治医への直接の電話はお受けしていませんが、地域の関係機関との連携や支援として以下のような対応を行っています。

「学校連携」: 担任等に当センターに来ていただき、主治医と面談し情報交換や対応 等に関する助言を行います。

「診療情報提供」: 当センターから保護者あてに発行した「診療情報提供書」にて病状や検査結果に関する情報を提供します。

「見学」: リハビリ訓練等に通っている場合は、リハビリ場面を見学したり担当療法士から対応等に関する助言を受けることができます。

「技術支援」: 当センターのスタッフが学校・園等の現場に出向き、専門的見地から理解·対応·支援に関する助言を受けることができます。

いずれも保護者の了解を得て申し込むことになりますので、まずは通院時に保護者から主治医・担当療法士等に相談してもらって下さい。詳細は地域連携室(0957-21-2301)にお問い合わせ下さい。

くその他>

Q. 診断書と診療情報提供書は違うのですか?

A. 診断書は、診断名等を記載したものを医師が作成します。検査結果等は基本的に 記載しませんが、要望があれば知能検査の数値等のみの記載は可能です。

診療情報提供書は①「他の医療機関を紹介するために医師が診断名や治療経過、投薬状況を記載したもの」と②「学校や保育所、事業所向けに教育・療育の際の参考にしていただくために診断名の記載はないが、療法士・心理士が検査結果の報告や状態・支援状況などを記載したもの」の2種類があります。

Q. 特別支援学校や支援学級に通うために、知能検査を実施してほしいのですが?

A. 知能検査等は教育処遇の目的のみでは実施いたしませんが、診断・治療の一環として行っています。当センターですでに知能検査を実施していれば、 その結果をもとに保護者あての診断書・情報提供書の作成は可能です。